# 地域で安心し らせる社会の実現を目指

# 自立支援サービス

んは次のようになります。 自立支援サービスのイメー

図 1 市町村 自立支援給付 訓練等給付 介護給付 ●自立訓練 ●居宅介護(ホームヘルブ)●重度訪問介護 ●就労移行支援 ●就労継続支援 ●共同生活援助(グ) ●行動援護 ●重度障害者等包括支援 児童デイサービス短期入所(ショートステイ) 自立支援医 ● (旧) 更生医療 ●療養介護 ●生活介護 ● (旧)育成医療 ● (旧)精神通院公費\* ※実施主体は都道府県など ●施設入所支援 ●共同生活介護

施設に入所して受けるサー スの2つが挙げられます。 通所して受けるサービスと、 内容としては、在宅訪問や

> ビス」の2つに分けることと 系サービス」と「住居系サー 域交流を含めた暮らし方への しました。 転換を図るために「日中活動 特に入所施設でのサービス 施設中心の生活から、 地

が提供されることになります。 ひとりの個別支援計画を作成 し、利用目的にあっ たサービス 利用にあっては、利用者一人

### 自立支援サービスの 利用者の負担は

が自己負担となっています。

ただし、

所得に応じた月額

在宅生活者の負担との均衡を サービス費用の原則1割を負 訓練等給付」 また、施設入所者については、 义 に掲げた「介護給付」 の利用者は、 【図1参照】

います。

図2参照

町が負担する仕組みとなって

費用にかかる残りは国・県

用者の過度な負担とならない 足給付や減免措置があり、

利

ように配慮しています。

利用

の上限や低所得者に対する補

図 2

所得に応じて4段階の区分に分けられ、それぞれ

図るために、 に負担の上限額が決められています。 上限額 区分 対象となる方 (月額) 生活保護 生活保護世帯 住民税非課税世帯で障 食費や高熱水費 害者または障害児の保 低所得1 15,000円 護者の収入が80万円以 下の方 住民税非課税世帯で低 所得1に該当しない方 低所得2 24,600円 般 住民税課税世帯の方 37,200円

今年4月1日、「障害者自立支援法」が施行されました。

知的・精神)にかかわらず、障害のある方々が必要とするサービスを利用 提供することとなっています。 できるように施設や事業が再編され、身近な市町村が一元的にサービスを 会の実現と自立支援を目的にしたこの法により、従来の障害種別( 身体・ マライゼーションの理念に基づいて、障害者が安心して暮らせる社

ることになります。 に始まっているところですが、この10月からは新たなサービスがスタートす そこで今回は、この新サー 現在、利用者負担の変更(原則1割負担)や自立支援医療などはすで ビスに焦点を当て、町での取り組みについて紹

介したいと思います。 /ーマライゼーション( normal z a t i on)は、1960年代に北欧諸国から

え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。 始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者と健常者とは、お互いが特別に区別され ることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、 、本来の望ましい姿であるとする考

図 3

障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺い決定します。

支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。 審査会において、 ① 障害者の 障害程度区分認定調査項目(106項目) 心身の状況 一次判定(市町村) 介護給付を希望する場合 訓練等給付を希望する場合 医師の意見書 **-**次判定(審査会) 障害程度区分の認定 勘案事項調査項目 ②社会活動や 地域生活 日中活動 就労 介護者 介護者・居住 居住 など 等の状況 ③サービスの サービスの利用意向の聴取 利用意向 暫定支給決定 ④訓練・就労 に関する評価 訓練・就労評価項目 個別支援計画 審査会の意見聴取 支給決定

INA 2006. 10 2

## サー ビスの利用方法

契約を行っ

た後、

### 自立支援サービスの内容

訪問系サービス。在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです

初向系サービス…住七で初向を支げたり、週別などして利用するサービスです。			
給付の種類	サービスの名称	内容	
介護給付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で 入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の 補助をします。	
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	
	短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所(ショートステイ)できます。	
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも、介護が必要な程度 が非常に高いと認められた方には、居宅介護など の障害福祉サービスを包括的に提供します。	

日中活動系サービス...入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

T T T T T T T T T T T T T T T T T T T			
給付の種類	サービスの名称	内容	
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や 世話をします。	
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	
	児 童 ディ サ - ビス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の 指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。	
訓練等給付	自 立 訓 練 (機能訓練・ 生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定 の期間における身体機能や生活能力向上のために 必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機 会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、 知識や能力の向上のための訓練を行います。	

居住系サービス...入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付		共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護など が受けられます。
	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護 などをします。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や 日常生活上の援助をします。

### 地域生活支援事業

町では、前記の自立支援サービスとは別に、障害者の地域における 生活を支えるさまざまな事業を行っていきます。

### 相談支援事業

障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提 供や、権利擁護のための必要な援助などを行います。

・相談支援窓口

**a**771 - 0576 障害者生活支援センター あげお

- (上尾市平塚820 埼玉県社会福祉事業団あげお内) 障害者生活支援センター あらぐさ **1** 726 - 5862
- (上尾市地頭方438-6 あらぐさ福祉会 労働と教育の場「雑草」内3階) 障害者生活支援センター 杜の家 **a**778 - 3531
- (上尾市緑丘2-2-27-2F あげお福祉会内)

「杜の家」は、精神障害者を対象とした地域活動支援センター事業施 設として、創作的な活動や生産活動など、さまざまな活動を支援する 場として障害者の地域生活を支援します。

### 【利用者負担】 なし

コミュニケーション支援事業

意思の伝達に支援が必要な障害者に対して、手話通訳等を派遣する 事業を行います。

### 【利用者負担】 なし

日常生活用具の給付等事業

重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援す る用具の給付や貸与を行います。

その ζ 環境などについての調査を行 決定を受ける必要があります。 とに支給が決定となります。 審査を行います。 見書等をもとに、 害者等の心身の状況や、 支給決定に至るまでは、 障害程度区分」を決定し 後、 その調査結果や医師の意 ビスの利用意向などをも 利用事業者を選択し これらを経 町審査会で 生活 隌

の障害福祉サービスを利用す 介護給付」、「訓練等給付 サービスの支給 ます。 部位や障害のある部分を補っ 利用開始となります。 補装具 どうなるの 割の利用者負担となってい の補装具については、 身体障害者(児)の失われた 日常生活を容易にするた の交付

か •

修理

るためには、

1) お なお、 ますので、 取扱になったものなどがあ ίÌ Ţ 日常生活用具として ストマ装具等一部に 詳しくは福祉課

が異 まで障害種別によって仕組み 用者負担の仕組みが統 たものとなっています。 本化され、 身体障害者対象の 精神障害者対象の「 院医療費公費負担制度」 (なっていた次の3制度が 利用手続きや利 更生医 精 ささ 神 通

原則

サービスの 図3参照] は 度は、 にお問 補装具利用者負担の補 い合わせくださ

制

継続して行います。 莇

自立支援医療の仕組みは?

課障害者福祉係へ

個別

に 祉

詳細については、

福

し相談ください。

福祉課障害者福祉係

医療内容や、 施主体は現行どおり 指定医療機関制度の導 支給認定の 実

ている自立支援医療は、

それ

本年4月からすでに実施

利用者負担の仕組みを共通支給認定の手続きを共通化

【利用者負担】1割

上限負担額=町民税非課税世帯18,600円、町民税課税世帯 37,200円(ストマ装具については、利用者負担の補助制度あり)

、精神・

育成...都道府県)

(更生...

市町村)

### 移動支援事業

自立支援サービスの対象とならないケースでの外出時 の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。 日中一時支援事業

介護者の負担軽減や本人の自立支援のために、 障害者を一時的にお預かりする事業です。

### 【利用者負担】1割

上限負担額=町民税非課税世帯18,600円(移動支援事業と日 中一時支援事業の2事業合算での上限負担額です)

障害児対象の「育成医 療